

令和5年第9回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年9月27日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	北村 栄治
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第19号 非農地証明願について

第3 議案第20号 非農地証明願について

第4 議案第21号 農地法第3条による許可申請について

第5 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について

第6 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第9回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

（欠席の連絡がありましたのは、__番_____委員の__名です。）

出席委員は、9名中_____名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

〔議長〕

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、1番原亜由美委員、2番信高昭男委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第19号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料についてですが、2ページ目申請一覧の現地確認委員の欄に誤りがあるため、本日配布してあります、一覧と差し替えをお願いします。資料2ページ目の非農地証明願をご覧ください。議案第19号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他2筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては9月19日に担当委員の宮川委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は山林・宅地となっており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第19号について、担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第19号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第20号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、本日配布の非農地証明願をご覧ください。議案第20号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町[REDACTED]他1筆で台帳地目は田、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては9月25日に原委員と事務局永野で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は原野化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第20号について、担当委員より説明を求めます。1番原亜由美委員。

〔原亜由美委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、原野化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第20号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第20号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4、議案第21号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

た、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第21号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第21号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第5、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より意見を求められておりますので、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料25ページをご覧ください。今回の利用権設定ですが、再設定1件となっております。資料についてですが、誤って同じものが2部印刷されていますが、同じものになりますので、1部は無視して下さい。

借受人、貸付人、詳細はそれぞれ利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件についてご説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願いたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

発言がないようですので、採決をいたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり決定することといたします。

次に日程第5、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、本日配布してあります当該変更に係る土地一覧表をご覧ください。

今回の変更につきましては、除外案件が4件8筆となっております。

それでは除外案件について説明いたします。整理番号1から2については除外後公共用の残土処理場として利用する予定のものです。

整理番号3については山林化により、非農地証明を取得する予定のものです。

整理番号4につきましては転用予定のものになります。

1ページ目から整理番号ごとに位置図、附図をのせておりますので、ご確認ください。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、2,614㎡となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔上池委員〕

公共用残土場になる箇所については、近くで残土が出る想定で申請しているのでしょうか。

〔事務局書記〕

はい。

〔議長〕

その他何かないでしょうか。

発言がないようですので、採決いたします。農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすることと決定いたします。

次に日程第6その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

- ・ 地域計画について
- ・ 委員活動記録簿について

次回の10月総会の日程については、10月25日（水）10時からを予定しております。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和5年第9回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。
おつかれさまでした。